意見書案第2号

会計年度任用職員制度の施行に伴い、地方自治体への十分な財政措置を 求める意見書

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年 12 月 26 日提出

提出者 長門市議会議員 岩 藤 睦 子

賛成者 長門市議会議員 重 村 法 弘

賛成者 長門市議会議員 重 廣 正 美

長門市議会議長 武 田 新 二 様

会計年度任用職員制度の施行に伴い、地方自治体への十分な財政措置を求める 意見書

2016 年に実施した総務省調査によると、自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で 64 万人とされ、いまや自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。

職種は一般事務職のほか保育士、給食調理員、建築・土木職員、各種相談員、 図書館職員、公民館職員、学校教育など多岐にわたり、その多くの職員が地方 行政の重要な担い手となっている。

こうした状況を受け、2017 年 5 月 11 日には地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに「会計年度任用職員」制度が導入されるなど、非常勤職員を法的に位置づけるとともに、職務給の原則及び均衡の原則等に基づく処遇改善が求められている。

2020 年4月の法施行に向けて、各自治体においては、任用実態の調査、把握のほか、関係条例・規則等の改正や待遇改善に伴う新たな予算の確保などが必要となっている。行政サービスの質と量の維持や、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定の観点から、次のことが措置されるよう強く要望する。

記

- 1 会計年度任用職員制度の制度化に伴う賃金労働条件の整備に必要な地方自 治体の財政負担の増大について、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に おける国会の付帯決議に基づき、国の財政措置を早期に明確にし、必要な財 源を確保すること。
- 2 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持し、公 務を遂行するため、地方自治体への必要な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年 12 月 26 日

長門市議会

[提出先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、 財務大臣]